

## 委員長報告書

さる 3月 11 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 31 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい  
て

議案第 32 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用  
者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部  
を改正する条例について

を審査するため、3月 19 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要  
を報告します。

### 記

議案第 31 号は、平成 30 年度の国民健康保険制度改正に伴い県に対し納  
付金を納めるため、毎年提示される本市標準保険料率に基づき国民健康保  
険税を課税する必要があるが、当該保険料率と現行の所得割、均等割、平  
等割税率には開きがあることから、当該保険料率に近づけるための各税率  
の見直し、及び地方税法の改正に伴う国民健康保険税の減額の対象となる  
所得基準の改正を行うものである。なお、国民健康保険事業基金を計画的  
に繰り入れ充当することで大幅な負担増がないよう激変緩和を行うとともに  
に財政運営の健全化を図ることとしている。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 32 号は、第 8 期介護保険事業計画の策定に伴う令和 3 年度から 5  
年度までの第 1 号被保険者の介護保険料の見直し、全 11 段階ある保険料段  
階中第 7 段階から第 10 段階までの各区分における基準所得金額の見直し、  
及び平成 30 年度と令和 2 年度における税制改正が保険料の算定に影響が生  
じないよう見直しを行うものである。

委員から、市町村単独による介護保険制度の安定的な運営が厳しくなっているなか、広域的な運営方法等の検討は行っているか とのただしがあり、広域化等の検討は現在行っていないが、事業計画の見直しの度、持続可能な財政運営については課題となっており、国や県に対しそれぞれの負担割合の引き上げを求め働きかけているところである との答弁がありました。

議案第 36 号は、令和 3 年度から市立保育園において、土曜日給食の提供を開始することに伴い、ひと月あたりの給食提供日が 20 日から 25 日に増えることから、主食費用を月額 800 円から 1,000 円に変更するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 45 号は、初診時選定療養費制度の目的である地域医療の機能分化の推進と、市民病院の受診には原則、紹介状が必要であることを認識いただくため、かかりつけ医等で紹介状取得に必要な費用と近隣の医療機関の状況を勘案し、初診時選定療養費を 780 円から 2,200 円に引き上げ、明確化するものである。なお、施行日については周知期間を設けるため、令和 3 年 10 月 1 日としている。

委員から、現行の初診時選定療養費における料金設定根拠について ただしがあり、平成 18 年から徴収しているが、診療報酬点数において紹介加算が 250 点、金額にすると 2,500 円であり、そのうち 3 割の自己負担分 750 円に当時の消費税率を乗じている との答弁がありました。

本条例案が可決された場合の周知方法について ただしがあり、現状、紹介状が無い場合には初診時選定療養費を徴収する旨、病院内に掲示しているが、本条例案が可決され増額することになれば、更に目立つよう工夫し掲示するとともに広報等により周知を図る との答弁がありました。